

第 15 部 卑金属及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 - (a) 調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもとしたもの (第 32.07 項から第 32.10 項まで、第 32.12 項、第 32.13 項及び第 32.15 項参照)
 - (b) フェロセリウムその他の発火性合金 (第 36.06 項参照)
 - (c) 第 65.06 項又は第 65.07 項の帽子及びその部分品
 - (d) 第 66.03 項の傘の骨その他の物品
 - (e) 第 71 類の物品 (例えば、貴金属の合金、貴金属を張った卑金属及び身辺用模造細貨類)
 - (f) 第 16 部の物品 (機械類及び電気機器)
 - (g) 組み立てた鉄道用又は軌道用の線路 (第 86.08 項参照) その他の第 17 部の物品 (車両、船舶及び航空機)
 - (h) 第 18 部の機器 (時計用ばねを含む。)
 - (i j) 銃砲弾用に調製した鉛弾 (第 93.06 項参照) その他の第 19 部の物品 (武器及び銃砲弾)
 - (k) 第 94 類の物品 (例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)
 - (l) 第 95 類の物品 (例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)
 - (m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第 96 類の物品 (雑品)
 - (n) 第 97 類の物品 (例えば、美術品)
- 2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。
 - (a) 第 73.07 項、第 73.12 項、第 73.15 項、第 73.17 項又は第 73.18 項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品
 - (b) 卑金属製のばね及びばね板 (時計用ばね (第 91.14 項参照) を除く。)
 - (c) 第 83.01 項、第 83.02 項、第 83.08 項又は第 83.10 項の製品並びに第 83.06 項の卑金属製の縁及び鏡
第 73 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 82 類まで (第 73.15 項を除く。) において部分品には、(a) から (c) までに定めるはん用性の部分品を含まない。
第二文及び第 83 類の注 1 の規定に従うことを条件として、第 72 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 81 類までの物品には、第 82 類又は第 83 類の物品を含まない。
- 3 この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマ

ニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。

- 4 この表において「サーメット」とは、金属成分とセラミック成分から成る微細で不均質な複合体を含有する物品をいう。サーメットには、焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。
- 5 合金（第 72 類注 1（c）又は第 74 類注 1（c）のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - （a）卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。
 - （b）この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であって、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。
 - （c）この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、溶融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び、金属間化合物を含む。
- 6 この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5 の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。
- 7 二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、関税率表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。
 - （a）鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。
 - （b）合金は、5 の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。
 - （c）第 81.13 項のサーメットは、一の卑金属とみなす。
- 8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - （a）「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。
 - （b）「粉」とは、目開きが 1 ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の 90% 以上のものをいう。

総 説

この部は、卑金属（化学的に純粋なものを含む。）及びこれらの多くの製品を含む。この部に含まれない卑金属製の物品のリストは、この総説の末尾に掲げてある。この部には、また、脈石から分離された純粋な金属及び銅マット、ニッケルマット又はコバルトマットを含む。ただし、金属鈹及び脈石中に存在している金属は含まない（26.01 項から 26.17 項まで）。

この部の注 3 の規定に従い、この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、ア

ルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。

72 類から 76 類まで及び 78 類から 81 類までの各々には、卑金属の塊、棒、線、シート等の物品並びにこれらの製品を含む。ただし、卑金属製のある種の特殊な物品は、その構成金属に関係なく 82 類又は 83 類（これらの類は特殊な物品に限る。）に属する。

(A) 卑金属の合金

この部の注 6 の規定に従い、文脈により別に解釈される場合（例えば、合金鋼の場合）を除くほか、72 類から 76 類まで及び 78 類から 81 類まで並びにこの表の他の類において、卑金属には当該金属の合金を含む。同様に 82 類、83 類及びこの表の他の類において、「卑金属」には卑金属の合金として分類する合金を含む。

卑金属の合金は、71 類の注 5 及びこの部の注 5 により、次のように分類する。

(1) 卑金属と貴金属との合金

卑金属と貴金属（銀、金及び白金）の合金のうち、いずれかの貴金属の含有量も全重量の 2 % 未満のものは卑金属として、その他のものは 71 類に属する。

(2) 卑金属合金

卑金属合金は、フェロアロイ（72.02 項の解説参照）及び銅のマスターアロイ（74.05 項の解説参照）を除き、重量が最大の金属の合金として分類する。

(3) この部の卑金属と非金属又は 28.05 項の金属との合金

これらの合金のうち、この部の卑金属の含有量の合計重量が全重量の 50% 以上のものは、この部の卑金属合金として、その他の合金は、通常 38.24 項に属する。

(4) 金属粉の混合物を焼結した物品、溶解により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物

金属粉の混合物を焼結した物品及び溶解により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）は、合金として取り扱う。後者の混合物には、金属のくずを溶解して製造した各種の成分割合のインゴットを含む。

ただし、金属粉の混合物で焼結していないものの分類は、この部の注 7 の規定による（二以上の構成成分からなる製品、下記（ B ）参照）。

二以上の卑金属から成る金属間化合物は、合金として取り扱う。金属間化合物と合金との基本的な相違は、金属間化合物の結晶格子中の異種原子の配列が規則正しくなっているのに対し、合金中では不規則となっていることである。

(B) 卑金属の製品

この部の注 7 の規定に従い、二以上の卑金属から構成される物品は、構成する卑金属のうち重量が最大の卑金属から成る物品として分類する。ただし、別に規定されている場合

(例えば、銅製の頭部を有する鉄鋼製のくぎは、銅分が鉄分より少ない場合でも 74.15 項に属する。)を除く。同様の規則は、通則により卑金属が当該物品に重要な特性を与えていると認められる場合には、部分的に非金属から作られている物品にも適用する。

この場合において各金属の計算は次の方法による。

- (1) 各種の鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。
- (2) 合金は、その合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす(例えば、黄銅を使用している部分は、当該部分の全部が銅から構成されているものとして取り扱うものとする。)
- (3) 81.13 項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

(C) 部分品

物品の専用部分品は、一般にこの表においては該当する項中の部分品として分類する。ただし、この部の注 2 に規定されたはん用性の部分品で単独に提示されるものは、部分品として取り扱わず、この部のそれぞれ該当する項に属する。例えば、セントラルヒーティング用のラジエーターに使用するように作ったボルト又は自動車用に特に作ったばねが単独に提示された場合においては、ボルトは、73.18 項に属し、73.22 項のラジエーターの部分品には属さず、また、ばねは 73.20 項に属し、87.08 項の自動車の部分品には属しない。

*

* *

ただし、時計用ばねは、この部の注 2 (b) により除かれ、91.14 項に属する。

この部の注 1 の除外規定に加え、この部には、次の物品を含まない。

- (a) 卑金属のアマルガム (28.53)
- (b) 卑金属のコロイド状懸濁液 (通常、30.03 又は 30.04)
- (c) 歯科用セメントその他の歯科用充てん料 (30.06)
- (d) 感光性の金属製写真プレート (37.01)
- (e) 37.07 項の写真用せん光材料
- (f) 金属を交えた糸 (56.05) 及び金属糸又は金属を交えた糸を使用した織物 (衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用したものに限る。58.09)
- (g) 金属糸製のししゅう布その他 11 部に掲げる物品
- (h) 履物の部分品 (64 類の注 2 に記載の物品、特にプロテクター、アイレット、フック及びバックルを除く。)(64.06)
- (ij) 貨幣 (71.18)
- (k) 一次電池又は蓄電池のくず及び使用済みの一次電池及び蓄電池 (85.48)
- (l) ワイヤブラシ (96.03)